

4. 保育料と給食費について

東京都内在住の方の保育料については、2025年9月から年齢、所得にかかわらず無償となりました。東京都外から町田市内の保育園等を利用される方は、お住まいの市区町村が定める保育料を負担していただく必要があります。

3歳児クラス以上の給食費は、施設の類型を問わず、無償化の対象から除外され、在籍している施設等が徴収します。金額は園ごとに異なりますので、各園にお問合せください。

(1) 給食費のお支払について

3～5歳児クラスの給食費は、在籍園に直接お支払していただくこととなります。給食費は、食材の費用を勘案して各園が設定します。各園では、子どもの成長や発達に応じて、栄養面、健康増進、食育等の観点から、給食の提供に関する様々な工夫を日々行っております。給食費は、期限までに在籍している園にお支払いただきますようお願いいたします。お支払いただく給食費は、主食費(米・パン・麺など)と副食費(おかず、おやつ等の主食費以外すべて)の食材に係る費用分です。支払方法等については、各施設にお問合せください。

※0～2歳児クラスについては、給食費は保育料に含まれており、東京都内在住の方は、給食費を含めて無償となります。

●給食費の負担軽減制度

以下のお子さんは、給食費のお支払が免除されます。対象となる世帯へは、町田市が通知にてお知らせします。

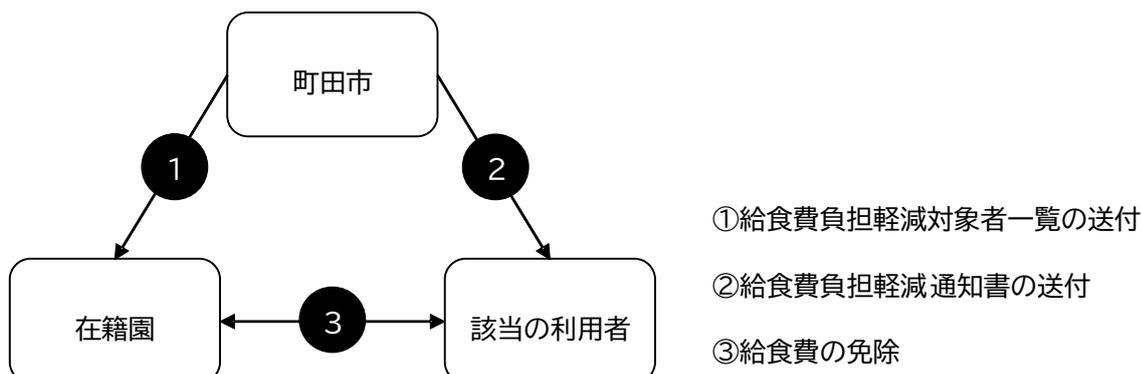
| | |
|-------------|--|
| 給食費負担軽減対象児童 | ① 世帯年収約360万円※ ¹ 未満相当の世帯の児童 ② 国基準きょうだいカウント※ ² で第3子として認定される児童 |
|-------------|--|

※¹ 住民税所得割合算額57,700円未満、ひとり親世帯等は77,101円未満の世帯です(1号児の場合は一律で77,101円未満の世帯です)。

※² 小学校就学前までのお子さん(1号児については小学校3年生以下)で、P.32の対象施設に在籍しているお子さんの数でカウントします。

※ 対象者の決定は、住民税所得割額の保護者の合算額や国基準のきょうだいカウント方法等を用いて決定されます。そのため、転入者や住民税未申告の方については、別途課税証明書等の税書類をご提出いただく場合があります。

※ また、修正申告等によって給食費の負担軽減対象ではなくなる場合は、年度当初に遡って給食費をお支払いただく場合があります。逆に、修正申告等によって給食費の負担軽減対象者に該当する場合は、一度お支払いただいた給食費をお返すこととなります。



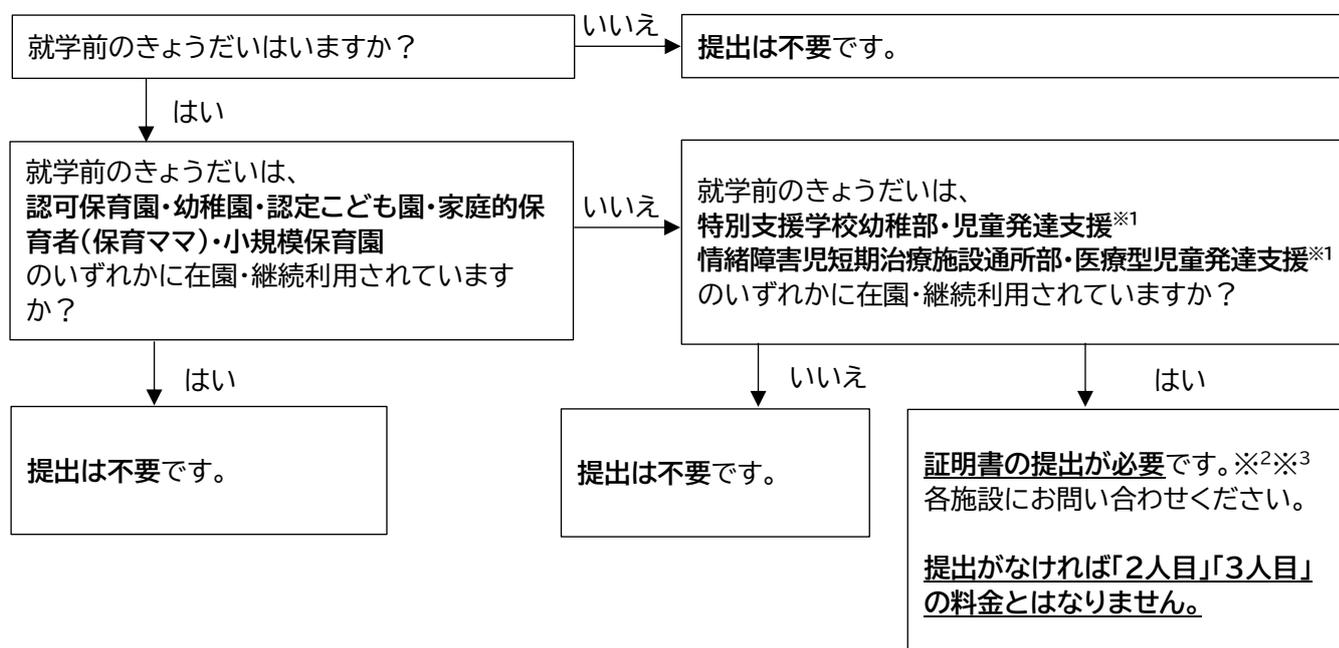
(2)就学前のきょうだいが保育園等に在籍している場合の給食費の負担軽減

同一世帯で2人以上認可保育園等に在籍している場合、または保育園等に在籍しているお子さんより年齢の高い就学前のお子さんが下記に該当する施設に在園・継続利用されている場合は、該当施設に在園・継続利用中のお子さんを合わせて年齢の高い順に数え、「3人目」以上のお子さんについて給食費の負担の軽減を適用します。

軽減適用には、対象施設に在籍しているお子さんの「在園・継続利用証明書」の提出が必要な場合があります。提出が必要なお子さんについては、以下のフローチャートで確認してください。

【対象施設】

認可保育園 幼稚園 認定こども園 家庭的保育者(保育ママ) 小規模保育園
 特別支援学校幼稚部 児童発達支援 情緒障害児短期治療施設通所部 児童発達支援
 医療型児童発達支援



・負担軽減の対象となるのは3歳児から5歳児クラスのお子さんです。

※1 児童発達支援、医療型児童発達支援については、おおむね週1回以上かつ3ヶ月以上継続して利用していることが要件となります。

※2 在園・継続利用証明書は、まちだ子育てサイトよりダウンロードしていただくか、町田市内の各保育園等にて配付しています。

※3 在園・継続利用証明書は毎年度、提出が必要です。